

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年山口県条例第三号)

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 基本的事項（第三条―第十四条）
 - 第三章 助産施設（第十五条・第十六条）
 - 第四章 乳児院（第十七条―第二十一条）
 - 第五章 母子生活支援施設（第二十二条―第二十七条）
 - 第六章 保育所（第二十八条―第三十一条）
 - 第七章 児童厚生施設（第三十二条―第三十五条）
 - 第八章 児童養護施設（第三十六条―第四十一条）
 - 第九章 情緒障害児短期治療施設（第四十二条―第四十五条）
 - 第十章 児童自立支援施設（第四十六条―第五十一条）
 - 第十一章 児童家庭支援センター（第五十二条―第五十四条）
 - 第十二章 雑則（第五十五条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分に配慮するとともに、個人の人格を尊重し、その運営を行わなけ

ればならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

第二章 基本的事項

(職員の要件)

第三条 児童福祉施設の職員は、健全な心身を有し、かつ、豊かな人間性及び倫理を備えるとともに、児童の福祉の増進に熱意のある者であつて、児童の福祉に関する知識及び技能を修得したものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第四条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽きんらんに励み、法の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。
(差別的取扱いの禁止)

第五条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、性別、社会的身分又は経済的地位によって、差別的取扱いをしてはならない。

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

い。

2 児童福祉施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 児童福祉施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(食事)

第七条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第十四条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第八条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）は、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第九条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待等の禁止)

第十条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に関する権限の濫用の禁止)

第十一条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、心身の苦痛を与え、名誉及び尊厳を害する等その権限を濫用してはならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 児童福祉施設の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十三条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、苦情の解決を図るため、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(社会福祉施設を併置するときの設備及び職員)

第十四条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者の居室及び各児童福祉施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第三章 助産施設

(種類)

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 「第一種助産施設」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 「第二種助産施設」とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

（第二種助産施設の職員）

第十六条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、規則で定める員数の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第四章 乳児院

（設備）

第十七条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）は、寢室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 乳幼児十人未満を入所させる乳児院は、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第十八条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、規則で定める員数の医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（個別的な配慮が必要な児童に対応する職員をいう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の家庭復帰等の支援を行う者をいう。以下同じ。）、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院にあつては個別対応職員を、調理の業務の全部を委託する乳児院にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員（心理療法を行う職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えるこ

とができる。この場合において、代えることができる看護師の員数は、規則で定める。

4 前項の保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院には、規則で定める員数の保育士を置かなければならない。

5 医師又は嘱託医は、小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

7 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第十九条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師は、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。この場合において、代えることができる看護師の員数は、規則で定める。

（長の資格）

第二十条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

（養育の原則）

第二十一条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資する

こととなるものでなければならない。

- 2 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

第五章 母子生活支援施設

(設備)

第二十二条 母子生活支援施設は、母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けなければならない。

- 2 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けなければならない。

3 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設は、静養室を設けなければならない。

4 乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

- 5 第一項、第三項及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第二十三条 母子生活支援施設には、規則で定める員数の母子支援員（母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 第十八条第七項の規定は、前項の心理療法担当職員について準用する。

(長の資格)

第二十四条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めると認めらる者であつて、規則で定めるもの
(母子支援員の資格)

第二十五条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大
学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課
程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す
ると認定した者（以下「学校教育修了者等」と総称する。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したも
の

(生活支援の原則)

第二十六条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係
の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家
庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その
自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第二十七条 次章（保育士に係る部分を除く。）の規定は、第二十二条第二項の規定により母子生活支援施設に
保育所に準ずる設備を設ける場合について準用する。

2 前項の保育所に準ずる設備の保育士の員数は、規則で定める。

第六章 保育所

(設備)

第二十八条 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けなければならない。

2 満二歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(設備の特例)

第二十九条 規則で定める要件を満たす保育所は、第七条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法によることができる。この場合においても、当該保育所は、当該保育所において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

第三十条 保育所には、規則で定める員数の保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

(保育の原則)

第三十一条 保育所における保育は、家庭との緊密な連携の下に、養護及び教育を一体的に行うことにより、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

第七章 児童厚生施設

(設備)

第三十二条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けなければならない。

2 児童館その他の屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けなければならない。

(職員)

第三十三条 児童厚生施設には、規則で定める員数の児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育修了者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 規則で定める者であつて、児童厚生施設の設置者（市町以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたもの

（遊びの指導の原則）

第三十四条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における児童の健全な育成に資するよう行わなければならない。

（非常災害対策の特例）

第三十五条 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設においては、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における避難の方法等を定めなければならない。

2 第六条（第三項を除く。）の規定は、前項の児童厚生施設については、適用しない。

第八章 児童養護施設

（設備）

第三十六条 児童養護施設は、児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 児童三十人以上を入所させる児童養護施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第三十七条 児童養護施設には、規則で定める員数の児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している児童養護施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童養護施設にあつては栄養士を、調理の業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員（児童の職業指導を行う者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「児童養護施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5 第十八条第七項の規定は、第二項の心理療法担当職員について準用する。
(長の資格)

第三十八条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの
(児童指導員の資格)

第三十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育修了者等であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

（養護の原則）

第四十条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導等の原則）

第四十一条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

第九章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第四十二条 情緒障害児短期治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十三条 情緒障害児短期治療施設には、規則で定める員数の医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

- 4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

(長の資格)

第四十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの

(心理療法等の原則)

第四十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

第十章 児童自立支援施設

(設備)

第四十六条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定の例による。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項の設備以外の設備については、第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、当該設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第四十七条 児童自立支援施設には、規則で定める員数の児童自立支援専門員（児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診

療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる児童自立支援施設にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する児童自立支援施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、規則で定める員数の心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、規則で定める員数の職業指導員を置かなければならない。

4 第十八条第六項の規定は、第一項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第六項中「乳児院」とあるのは「児童自立支援施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5 第四十三条第三項の規定は、第二項の心理療法担当職員について準用する。

(長の資格)

第四十八条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定めるもの
(児童自立支援専門員の資格)

第四十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの

五 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの

六 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの

七 学校教育修了者等であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定めるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第五十条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導等の原則)

第五十一条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全ての児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領の例による。ただし、学科指導を行わない場合

にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十一条（第二項を除く。）の規定を準用する。

第十一章 児童家庭支援センター

（設備）

第五十二条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

（職員）

第五十三条 児童家庭支援センターには、規則で定める員数の職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援の原則）

第五十四条 児童家庭支援センターにおける支援は、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨として行わなければならない。

第十二章 雑則

（規則への委任）

第五十五条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

（乳児院等の建物に関する経過措置）

2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）の建物であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第十七条第一項及び第二項、第二十二條第一項又は第三十六條第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定（相談室に係る部

分に限る。)は、適用しない。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

3 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第三十条の規定により規則で定める保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する規則で定める員数の保健師又は看護師を保育士とみなすことができる。

(児童自立支援施設の長等に関する経過措置)

4 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第二十九号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員(以下「児童自立支援施設の長等」という。)である者であつて、この条例の施行の際現に当該児童自立支援施設の長等であるものは、第四十八条から第五十条までの規定にかかわらず、この条例の規定による当該児童自立支援施設の長等とみなす。

(乳児院等の長に関する経過措置)

5 平成二十三年九月一日前に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長(以下「乳児院等の長」という。)である者であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の長であるものは、第二十条、第二十四条、第三十八条又は第四十四条の規定にかかわらず、この条例の規定による当該乳児院等の長とみなす。

(家庭支援専門相談員に関する経過措置)

6 平成二十三年改正省令附則第五条の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下この項において「乳児院等」という。)の家庭支援専門相談員となることができるとされる者は、第十八条第六項(第三十七条第四項、第四十三条第四項又は第四十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この条例の規定による当該乳児院等の家庭支援専門相談員となることができる。

(特例幼保連携保育所の特例)

7 就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例(平成十八年山口

県条例第五十五号) 第四条に規定する認定の要件(同条の規定によりその例によるものとされる同条例第三条に規定する認定の要件を含む。以下「施設認定要件」という。)を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室の設備の特例については、当分の間、規則で定める。

8 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場の設備の特例については、当分の間、規則で定める。

9 特例幼保連携保育所であつて、その所在地が過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域にある場合限り、満三歳以上の幼児につき第三十条の規定により規則で定める員数の保育士を確保することが困難であるものに係る当該員数の算定については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

1 1 1 1 0 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から規則で定める期間とする。

1 1 1 1 0 前項の規定にかかわらず、附則第九項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合限り、その有効期間を規則で定める期間とすることができる。

1 2 附則第七項から前項までの規定は、施設認定要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第九項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。